

Title	François Bluche, Les magistrats du Parlement de Paris au XVIIIe siècle
Sub Title	
Author	宮崎, 洋(Miyazaki, Hiroshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1966
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.39, No.1 (1966. 7) ,p.132- 136
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19660700-0132">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19660700-0132</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

二〇頁にまとめられている。

ネーデル自身の立場もやはり歴史の批判的分析的立場であるから、彼は「歴史哲学はもはや歴史そのものの問題ではなく、歴史の知識の問題である」として割り切る。そのことは歴史哲学的には功罪相半ばするが、しかしそのために歴史学にとつて得るところが多くなつたのは事実である。

とにかくこの本は“History and Theory”に載つた好論文の再録以上のものではないから、各論文の間に共通の問題性がなく、一冊の本として一貫した主張に欠けるうらみはある。アンソロジーのつくり方としてはイージーのそしりを免れまい。勿論ここにとりあげられたものはみな好論文であるから単独に読めばそれだけで得るものは充分あるが。

François Bluche, *Les magistrats du  
Parlement de Paris au XVIII<sup>e</sup> siècle.*

Paris, Les Belles-Lettres, 1960; 460p.

宮 崎 洋

本書は一八世紀フランス貴族について近年多くの業績を上げつゝある F. Bluche の学位主論文である。著者は本書を一九五六年パリ大学文学部に副論文 *L'origine des magistrats du Parlement de Paris au XVIII<sup>e</sup> siècle (1715-1771)* Dic-

tionnaire généalogique と共に提出した。一七一五年（ルイ十四世体制の崩壊）から一七七年（大法官 Maupeou による司法改革）までの間在職したパリの *Parlementaires* 五九〇家九五人の公的、私的生活全体に関する研究であるが、著者が特に明らかにしようとしたのは彼ら *Parlementaires* の基本的性格である。

従来 R. Mousnier 《*La Vénalité des offices sous Henri IV et Louis XIII, 1945*》によつて、絶対王制初期の *parlementaires* はなお第三身分を形成しており、貴族に移行するのは一七世紀以降であることが明らかにされた。一方、G. Pagés 《*La vénalité des offices dans l'ancienne France, Ruyue historique, 1932*》は売官制自体の概観を通じて王権と上層ブルジョワの関係を示唆し、Mousnier 《*Les offices de la famille normande d'Amfreville, Ruyue historique, 1938*》や Rouen の *parlementaires-Amfreville* 家の官職獲得例を報告した。又 Pagés の《*La monarchie d'ancien régime, 1928*》はルイ十四世体制まで上層ブルジョワジーの官職を媒介とした貴族化の動向を明らかにした。更に P. Sagnac は《*La formation de la société française moderne, Ts. 1945, 1946*》で一七世紀後半以後の絶対王制社会構造を分析し、それによつて上層ブルジョワの *Parlementaires* への就任の道が閉ざされ、*parlementaires* 自体カストを形成したことを明らかにした。しかし、その基本的性格に関する個別、具体的な研究は *Parlement* 研究の付

帯として(例えば J. Égret 《L'Aristocratie parlementaire française à la fin de l'ancien régime, Revue historique 1952》や parlementaires の一部の研究(例えば H. Frond-ville 《Les présidents du Parlement de Normandie 1954》)を別にすれば、数少い。それ故、本書で得られた結論(パリの Parlementaires は貴族であり又、noblesse dépeée との知覚できる限りでの伝統的対立は存在しない。)を他の parlementaires に適合させて考えるのは早計だが、本書は貴重な実証成果であるう。

× × ×  
本書の明らかにした諸点は次の如くである。

(1) Parlement の conseiller になるには年令二五才以上と法律修得の免状を必要とするが、実際に就任した人の平均年令は前世紀後半に比して一八世紀初頭には低下し、二二才十一ヶ月である。又、président となるには conseiller 勤続一〇年以上と年令四〇才に達することが必要条件であつたが、この規定も多くの特許状で破られている。極端な例は名門 Lamoignon 家の Chrétien Guillaume である。彼は conseiller 就任数日にして président à mortier になっている。因に彼の年令は一七才であつた。

(2) 一七二五年の Parlementaires は、名誉メンバーも含めて爵位を持つ官職保有者三〇三人 (secrétaires de la cour を除く) である。彼らの前身は二四七人が貴族、二八人が二代目貴族(父

と子が各々二〇年在職しないと三代目に貴族の称号が渡らない一時的貴族)、二八人が庶民である。二代目貴族も加えると、九〇・七%が貴族、九・三%が庶民であつた。一方、一七七一年の構成は、全体二八八人で、貴族二三三人、二代目貴族二六人、庶民二九人であつた。二代目貴族も加えると、貴族は八九・九%、庶民は一〇・一%である。これを conseillers (名誉メンバーを除く) のみについて考えてみると、一七二五年には庶民一〇人四・八%、七一年には一五人九・六%である。上述のことから、両年度間に相対的変化はなくても庶民出の conseillers 数が若干増大しているのがわかる。——しかし、更に重要な事は Parlement 就任者の圧倒的多数が前身すでに貴族だつたという事実である。それを更にまとめてみると、一七一五〜七一年間に Parlementaires は五九〇家を数えるが、その内五二二家は Parlementaires 就任前に貴族となつていて、残り七八家のみが就任後貴族称号を得たのであつた。それ故、パリ Parlement は新人に門戸を閉じているという結論になる。

(3) Parlementaires の過半数は急激な社会的上昇をした。この現象は一五世紀以来明瞭である。例えば、Longueuil 家最初の就任者は一三八〇年 conseiller に、一四一八年 président に就任したが、彼は Dieppe 商人の子に過ぎない。一五八〇年 conseiller になつた François Gaudart の祖父と父は一介の procureur であつた。一七世紀中葉には中小ブルジョワの上昇は一段と急激になるが、一八世紀にもそれはまだ連続する。一八世紀

の上昇様式はブルジョワ商人か官僚から二代で貴族になるものであるが、実際にはそれまで *Parlement* の他の職に就いていたり、家庭環境 (例えば *avocats, notaires, 予審裁判所員等* の家庭) の点でそれに近すぎがあつた場合が多い。例えば、一七一〇年就任した Claude Glucq は染物屋の息子であつたし、四〇年に就任した Pierre Marc Héron は *Châtelet* の一官僚の息子である。他方、*conseiller* の *Boutet de Guignonville* の父親が *fermier général* であつた如く、*financiers* の家庭の子弟も多い。

(4) *Parlementaires* 同志の結びつきは婚姻と縁戚関係によつて明らかになる。*Parlementaires* を六人出した名門 *Gilbert de Voisins* は直接の縁戚一六家 (*d'Aguesseau, Lamoignon* とつた名門も含まれる)、外戚を含めると七一家の *Parlementaires* と関係がある。対照的なのは一人しか出してない *Barthélemy Nicolat Huault de Bernay* である。彼は直接の縁戚五家、外戚を含めて二二家と関係があるが、所謂名門家とは関係がない。概して、彼らは婚姻によつて互に結び合い、更に上層の人々は上層の人々同志結び合つていたのだつた。

(6) 彼らの財産配分について。第一型は財産が *rentes* 就中パリ市発行 *rentes* に集中する型。例えば、*conseillers* の *Raussan* の財産は *rentes* 八八%、土地六・六%、動産二・七%、不動産二・五%である。第二型は財産が土地に集中する型。例えば、*conseiller* の *Louis Chevalier* の財産は土地六一・七%、動

産一八・五%、官職一四・八%、*rentes* 四・九%である。第三型は (前二型程多くない) 財産が官職に集中する型。後に大法官となつた *Maupéou* は結婚当時官職四六・七%、*rentes* 二九・七%、その他一六・五%、動産七・一%である。第四型は財産均等型。例えば、*président* の *Henault* は不動産三三・四%、土地三一・三%、他の財産三五・三%である。

従来、*Parlementaires* 財産は官職中心と考えられていたが、本書は第一・二型の方が多し事を明らかにした。

(6) 官職価格の変動は著しい。売却時の事情にも左右される。一般論として言えることは、一七世紀末以来相対的低下を示している事である。例えば、*conseiller* 職価格は一七〇〇年に一〇万リブルであつたが、七一年には五万リブルである。価格は各種職位によつても異なる。四九年には *conseiller* 四万、*substitut* 二万五〇〇〇〜三万、*président des requêtes* や *enquêtes* 一七〜二〇万リブルであつた。一方、彼らの収入は推算であるが、一般に下僚程薄給である。*premier président* の総収入は年に八万リブル位、*président à mortier* は四三年に収入一万リブルで官職価格の二%にしか相当しない。*Mirabeau* に言わせると「この高価な官職は何も利潤を生まない」こととなる。*conseiller* の収入は定額収入と臨時収入の二本立であるが、合計しても少額である。例えば、一七五九〜六六年の *Bragelonne* の収入は一八九リブルである。当時 *conseiller* 職価格は五万リブルであつたから投下資本の二・三七%の利率だつた

ことになる。

(7) 彼らの土地所有は新しい事ではない。すでに、一五〇六世紀にはパリ南西部の《世俗領地の大部分》は彼らの所領であった。一八世紀には所領を有しない *Parlementaires* は極く少数ではない。《彼らにとつて土地は財産の象徴であり、又伝統的永続の最も確実な証拠》であつた。彼らの所領はパリ近郊を中心に *La Brie*、*Gâtinais*、就中 *Beauce* と *Hurepoix* に集中してゐる。その主原因は *Parlement* の休任期二ヶ月間を所領に出向き監督できるよう、彼らがパリに近い土地を求めたからである。

彼らの土地交換、購入は著しい。 *président* の *Pierre VII Gilbert de Voisins* は一七七九年ある商人と *Provence* 伯の土地をそれぞれ五万六二〇〇、三四万六〇〇〇リブルで購入した。小口でも著しい例がある。 *premier président* の *Molé* は七〇〜八四年間に一五件約五万リブルの交換と購入を行つてゐる。以上の例でも明らかな如く、彼らは不斷に所領の増大を謀つてゐた。

(8) 彼らの領主生活とは *châteaux* を所有することであつた。彼らの目には歴史的 *châteaux* が上品なものと映つた。それ故、富力のある者は自己の財産、勢力に見合つた *château* を競つて入手したり建設する。例えば、名門 *Le Peletier* 家が一五世紀に建設された由緒ある *château* を入手した如く。しかし、彼らは一度入手してもそれだけで虚栄心を満足できず、しばしば増改築する。一方、田園生活の楽しみは、宮廷貴族と全く変わらない。

社交、演劇、狩猟会はその中心であつた。

× × ×  
(6) 彼らは子弟の教育に力を入れる。一般に幼年期の教育は家庭教師、就中聖職者に委ねられる。例えば、 *conseiller* の *Bernard Nicolas Soulet* が *Fontenelle* の親友 *Trublet* 師に教育を受けた如く。就学年令に達すると、多くの者はイエズス会経営の *Louis-le-Grand* 校に行く。元来、 *Parlement* は王国基本法の守護者であつたから *catholicisme gallican* に強く結びついてゐる。その傾向は上層部の人々程強い。それに敵対するジャンセニストは少数で、一七三二年頃約六〇人居たが教義に忠実な者は更に少数である。

(10) 彼らの制服の見栄え、由緒ある所在地（元歴代国王の王宮）、創立の古さ、建物内部裝飾の効果、皇族や *pairs* 臨席の榮譽等が、威信、權威を生み、 *Parlement* の權威即ち *Parlementaires* の權威にしてゐた。

(11) *noblesse de robe* と *noblesse d'épée* は職業であつて階級ではない。多くの人々が *robe* から *épée* に、 *épée* から *robe* に移る。例えば、 *François Charles Valliers* は一七二四年に *conseiller* であつたが、三〇年に陸軍に入り、後 *Champagne* 連隊の大佐になつた。一方、 *Michel Isaac Ferrand* は *Fontenoy* の戦いで片足を失つたので、五五年 *conseiller* 職を購入した。かかる例が多数在ることは *robe* と *épée* の社会的平等を示す証拠であるが、 *Versaille* のみは宮廷貴族の支配下にあ

り、社会的平等が通用しなかつた。しかし、五九年の規定は宮廷出入りを許される人々 honneurs de la Cour の制限を大幅に緩和した。honneurs de la Cour の数は九四二家で、内八二二家は貴族と在フランス外国貴族である。フランス貴族を当時一万七〇〇〇家とするなら、honneurs de la Cour の数は五・一％である。Parlementaires と honneurs de la Cour なのは三九家、全体の六・六％である。以上の事から彼らが具体的、実質的差別をつけられていないのは明白である。かかる差別、その結果対立の存在しない証拠として、宮廷貴族と Parlementaires 相互の親密な交渉例が数多く提出される。

著者が Parlementaires について明らかにしたのは大要上述の如くである。彼が序文で述べている如く、本書は一八世紀の一 Parliament 社会の研究である。しかし、Parlementaires の具体的内容を——著者が集めた尨大な未刊史料、就中 Archives de Parliament 及び minutier central des Notaires de Paris に基づいて——可能な限り明らかにすることによつて、本書は単に Parlementaires 社会の構造理解に寄与するだけでなく、広く政治社会的分野における貴族構造の具体的理解に寄与する。この意味から、筆者は本書が Parlementaires 研究にとどまらず、貴族一般の社会構造研究に充分資する所ありと考へるのである。なお、巻頭の数十頁に及ぶビブリオグラフィは Parliament 研究にとつて非常に有益である。

彙 報

昭和四十年年度大学院文学研究科  
修士課程卒業論文

東洋史専攻

高橋英一 チャールルキヤ朝碑文研究序説

執筆 者 紹 介

中山 一 義	慶応義塾大学文学部教授
岩谷 十二郎	同 幼稚舎教諭
菅原 崇光	同 志木高等学校講師
小川 英雄	同 文学部助手
高橋 正彦	同 文学部教授
神山 四郎	同 文学部教授
三浦 和男	同 助手
宮崎 洋	同 大学院博士課程
竹田 竜児	同 大学文学部教授